

低所得世帯支援臨時給付金 (7万円)のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響
が大きい住民税非課税世帯等に対し、**1世帯あたり 7万円**を
給付します。

給付金の支給時期

令和6年1月下旬より順次支給

※会津若松市が確認書または申請書を受理した日から
2~3週間後が目安です。

※書類の不備などにより支給が遅れる場合があります。

申請期限

令和6年 **2月29日** まで

(当日消印有効)

支給対象と申請方法

令和5年12月1日に会津若松市の住民基本台帳に記載されている世帯で

世帯全員が令和5年度「**住民税均等割非課税**」の世帯

※世帯全員が住民税が課税されている方から扶養されていない世帯のみ対象です。

世帯全員が
令和5年1月1日以前から
会津若松市にお住まいの場合

世帯の中に
令和5年1月2日以降に転入した方
また、未申告の方がいる場合

低所得世帯支援臨時給付金(3万円)を
令和5年7月~10月までに口座振込で受給しましたか?

はい

低所得世帯支援臨時給付金(3万円)を
受給した時点と世帯主は同じ方ですか?

はい

いいえ

いいえ
or
現金で受給

手続き不要

会津若松市から
通知はがき
が届きます
※1月上旬発送

詳しくは裏面
「I」へ

返送が必要

会津若松市から
確認書(封書)
が届きます
※1月上旬発送

詳しくは裏面
「II」へ

申請が必要

通知は届きませんので
申請書をご提出ください

<申請期限>
令和6年2月29日まで

詳しくは裏面
「III」へ

お問い合わせ

会津若松市臨時給付金コールセンター

0570-000-432

受付時間：平日9:00~17:00(1/13・14のみ土日開設)

申請書配布先

- 会津若松市役所 地域福祉課
- 市ホームページでもダウンロード可



給付金の支給手続き

I. 通知はがきが届いた方

- **原則、手続きは不要** です。
- 通知はがきに低所得世帯支援臨時給付金（3万円）または、光熱費助成金（6千円）を受給した口座情報が記載されています。
- 振込先の変更がない場合は、はがきに記載されております振込予定日（1月26日予定）に自動的に振り込まれますのでご確認ください。
- 振込先を変更する場合や辞退する場合のみ、**令和6年1月19日まで**にコールセンター（**0570-000-432**）までご連絡ください。
※上記期日を過ぎますと、はがき記載の口座へ自動的に振込みとなります。

II. 確認書(封書)が届いた方

- 給付金を受け取るには、**確認書の返送が必要** です。
- 届いた確認書に必要な事項を記入して、**添付書類**と一緒に返送してください。

【添付書類】

- ① 世帯主の**本人確認書類**の写し（運転免許証や保険証、マイナンバーカード等）
 - ② **振込口座のわかる書類**の写し（通帳、キャッシュカード等）
- ※代理人が申請する場合は、上記①②+代理人の方の本人確認書類の写しを添付



III. 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合 または、未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要** です。
- 申請書に必要な事項を記入して、**添付書類**と一緒にご提出ください。

【添付書類】

- ① 世帯主の**本人確認書類**の写し（運転免許証や保険証、マイナンバーカード等）
- ② **振込口座のわかる書類**の写し（通帳、キャッシュカード等）
- ③ **令和5年度住民税非課税証明書**の写し
※転入された方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行するもの
※未申告の方は、申告後に会津若松市で発行するもの（申告書の写しでも可）



給付金に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。